

豊橋市監査公表第15号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年2月10日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	野口洋
同	坂柳泰光
同	伊藤哲朗

令和5年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措 置 結 果	措置通知日 年月日
環境部	収集業務課	41	指摘 事項	【新型コロナウイルス下の入札について】 開札者に加えて立会者のサイン等の痕跡を入札書に残し、入札書を開札日時まで開封しなかったこと、複数者で開札を行ったことを明確にする必要があると考える。	郵送で受領した入札書は、開札日時まで、金庫に保管し、厳正に管理をしており、持参された入札者が不在であった場合、開札は定められた日時に複数の職員で行っている。 今後は契約検査課からの通知に留意し、持参された入札者が不在であった時は、入札に当たった職員、及び立会人について、サイン等を残し、入札が適正に行われた痕跡を残すよう、令和5年11月14日に課内で指摘事項を共有し、周知した。	R7.1.27
		41	意見	【未販売品の数量確認について】 まず未販売品の数量を実際に数え、当初の展示数から差し引くことで、逆算してあるべき販売数量を把握する必要がある。 次に、当該販売数量に、販売単価を乗じることで、収納されるべき金額を把握し、これを実際の収納金額と一致を確認する必要があるため、改善すべきと考える。	未販売品の数量については、令和5年度から在庫状況を管理する表を作成し、未販売数を確認するようにした。 収納額については、令和5年度から未販売品数を数えて、当初の展示数から差し引き、販売数数量を把握し、その販売数量に販売単価を乗じ、収納されるべき金額を確定し、実際の収納金額と一致させるようにした。	R7.1.27
		42	指摘 事項	【領収印の押印もれについて】 領収書綴りを確認したところ、領収書控への領収印の押印もれが1件あった。	領収印の押印漏れがないよう、押印の順番を最初に領収書控え、次に領収書に押印をすることとし、令和5年8月23日に課内に指摘事項を共有し、運用を周知した。	R7.1.27
		42	指摘 事項	【複数名による収納金の確認について】 犬、猫等死体処理手数料について、現金取扱簿を作成し、複数名で収納金を確認した痕跡を残す必要があると考える。	令和5年8月23日に、現金等出納事務マニュアルについて遵守するように課内周知し、犬、猫等死体処理手数料についても、令和5年9月1日現金取扱簿を作成し、複数名で確認することとした。	R7.1.27
豊橋市民病院	管理課	52	意見	【契約書内容の確認体制について】 契約書の内容については、複数名での実質的な内容のチェックを行うことが求められる。	市と治験業務を行っている委託業者で本意見の内容を共有し、令和6年4月1日以降、変更契約の内容調整については、必ず文書で行い、その文書を決裁に添付するとともに、決裁前に複数名で変更内容の確認をするようチェック体制を整えた。	R7.1.21
		53	意見	【借上公舎の空室について】 長期的に使用しない借上部屋を減らす可否を検討する必要がある。	築年数の古い物件については、契約解除候補とし入居者の整理を進めるとともに、令和6年4月1日より一部の医師公舎を看護師公舎へ移管した。今後も適正な部屋数が確保できるよう管理していく。	R7.1.21
	医事課	53	意見	【医業収納簿の細節の記載について】 細節が「腎移植提供手数料」となっており、実際の「骨髄移植」との相違があるが、過去に事例が無いため、近似したものを使用したとのことである。 細節は手入力であるため、事後的なデータの検索可能性、分析への使用の可能性を考慮し、「移植手数料」等の包括的な文言を使用するか、「腎移植」や「骨髄移植」等の適切な文言を使用して区別するか、検討が望まれる。	医事会計システムでは「腎移植」や「骨髄移植」が「その他」に分類されているため、令和6年度から、細節名称について、「腎移植提供手数料」から「その他」に変更することで整合をとった。	R7.1.21

令和4年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措 置 結 果	措置通知日 年月日
市民協創部	市民協働推進課	168	指摘 事項	ホームページの情報の信頼性を確保するためにも、ホームページは適時的確に更新する必要がある。	指摘された当該ページについては、速やかに最新の情報に更新した。その他のページについても誤った内容がないことを確認するとともにホームページを適切に管理するよう令和5年2月に課内へ周知した。	R7.1.7
		169	意見	会計上既に価値がなく廃棄済み扱いである固定資産であっても、資産管理上必要である場合、固定資産台帳に計上を行うことが望まれる。	会計上既に価値がなく廃棄済み扱いである物品等を再度使用する場合は、豊橋市財産管理規則及び豊橋市財産管理規則施行要綱にのっとり、豊橋市民センターの管理に関する協定書別記3(2)の備品台帳に計上していくこととし、令和6年12月に課内へ周知した。	R7.1.7
		170	意見	条例に示されたとおりに利用者が利用できるように、時間外の利用が可能な旨をパンフレットやホームページ等で利用者に案内することが望まれる。	豊橋市民センター条例第18条には、条例の施行に関し必要な事項は規則で定める旨が規定されており、条例施行規則第2条で開館時間を午前9時から午後9時までと定めている。条例別表備考1には、開館時間外の利用料金について規定されているが、当該規定は「利用料金の限度額」のみを定めており、利用者の希望による開館時間外の利用を可能とする規定ではない。 また、指定管理者は時間外の利用は認めない方針のため、開館時間外における利用は原則想定されないことから、これまでどおり利用者への案内は変更しないものとする。	R7.1.7
		172	意見	組織として定期的に現預金残高を確認する仕組みづくりが望まれる。	令和5年度財政援助団体等監査の結果と併せ、令和6年8月に指定管理者が整備した事務処理規程内に、定期的に現預金残高を確認する規定が設けられた。	R7.1.7
		172	意見	老朽化した設備については、計画的に修繕を行い、利用者の利便性に資することが望まれる。	施設保全計画(令和6年度版)との整合性を図りつつ、老朽化の著しいものについては、令和6年6月の課内協議で優先順位をつけて計画的に修繕を行っていく方針を決定した。	R7.1.7

平成30年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措 置 結 果	措置通知日 年月日
市民病院	管理課	140	指摘 事項	災害を想定した訓練に係るマニュアルの見直しについて	令和2年3月に業務継続計画の改訂を行い、災害対応マニュアルについては、令和6年3月、病院自体が被災した想定を含んだマニュアルに改訂し、訓練との整合を図った。	R7.1.21